

NPO法改正にもとづく公益性の基準に関する検討

——社会教育の視点から——

大島 英樹

はじめに

本研究は、筆者の先行研究「NPO法・中間法人法と社会教育関係団体―アソシエーションの析出という視点からの一考察⁽¹⁾」の問題意識を継承している。筆者は、特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という）の成立以前から、NGO・NPOを含めたボランティア・アソシエーションの社会教育研究における位置づけに関心を持ってきた。⁽²⁾とくに前者では、NPO法成立につづいて中間法人法ができたことで、法人格のあるなしにかかわらず、多様なアソシエーションを通覧する視野が開けたことに注目して論じた。それから一〇年あまりのあいだに、公益法人制度に大きな改革があり、NPO法も改正された。この経緯において議論となったのが「公益」とは何か、ということであった。

そこで本研究では、つぎの三つの段階をふんで公益性の基準について検討をおこなう。

はじめに、明治時代以来はじめての大きな公益法人制度改革を概観する。つぎに、社会教育研究におけるアソシエーション論としての、社会教育関係団体に関する議論の変遷を、第二次世界大戦後から現在に至るまでたどってみる。そのうえで、この双方における公益の基準に焦点をあてて比較検討をしてみたい。とくに「公益」と「公益」との間に、明確な境界はあるのか。そして、そのことと教育・学習とがどのように関連するのかについて考察を深めることを目的としたい。

1 公益法人制度改革

ここでは、公益法人制度改革と、それにつづくNPO法の改正について概観する。

はじめに、明治以来の旧民法三四条にかかわる公益法人に関する法改正を跡づける。つぎに、二〇一一年(平成二三年)のNPO法改正をふりかえり、期待された3K100ルールとその現状を明らかにする。

1-1 公益法人制度改革

一八九八年(明治三十一年)施行以来の旧民法の三四条では、公益法人をつぎのとおり規定していた。

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

二〇〇八年（平成二〇年）一二月に、公益法人制度改革関連三法が施行され、新たなスタートが切られることとなった。

（関連三法）

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律

内閣府公益認定等委員会委員長の池田守男の表記にしたがい、順に「法人法」「認定法」「整備法」と呼び、その特徴を確認してみたい。

第一に、設立について。旧制度下では、法人格を得るためには主務官庁の許可が必要であった。しかし、新制度では、法人法の要件を満たせば登記のみで設立できる準則主義に改められた。ただし、これによって設立されるのは、一般社団法人または一般財団法人（以下「一般法人」という）である。

第二に、公益の認定について。一般法人が申請をおこなない、認定法五条の一八項目におよぶ公益認定の基準（資料①）を満たしていると認められると、公益社団法人または公益財団法人（以下「公益法人」という）になることができる。こうして、法人の設立と公益の認定が分離されたのである。

第三に、移行期間について。旧制度下での社団法人と財団法人は、特例民法法人とされ、二〇〇八年（平成二〇

年) 一二月一日の新制度施行から五年の移行期間のうちに、一般法人への移行認可、または公益法人への移行認定の申請をしなければならなかった。二〇一三年(平成二五年) 一月三〇日が最終日となり、期限内に申請を行わなかった法人は解散したとみなされる(整備法四六条¹⁾)。

第四に、中間法人法の廃止について。整備法の施行にともない、中間法人法が廃止された。中間法人法は、二〇〇一年(平成一三年) 公布の新しい法律であり、営利も公益も目的としない団体を対象とした法人格として、本研究との関連において注目に値するものであった。これまでに設立された中間法人は、一般社団法人に吸収されることとなった。⁽⁵⁾

これらの改革は、先行研究において紹介した北沢栄のいう「劇薬型」の公益法人制度改革案と、重なりあっている部分が多い。⁽⁶⁾ 主務官庁制を廃止し、「公益性」の判断・認定を、内閣府に委員会を設けておこなうこと。また「公益性」の定義・基準を新たな法律で明記することなどが実現しており、この度の改革がかなり抜本的なものであったことを物語っている。

北沢は、改革案で「公益性」の判断基準を公益法人と NPO とで同一にすべきと提案しているが、これは実現したのだろうか。つきにこれを検討してみよう。

1-2 NPO法の改正

NPO法は一九九八年(平成一〇年) 三月に公布、一二月に施行された。二条には「この法律において『特定非営利活動』とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。(以下略)」という定義がある。二条の別表に掲げられている特定非営利活動は、法の成

立当初一二項目であったが、直近の二〇一一年(平成二三年)六月の改正で、つぎに示す二〇項目にまで増やされている。

別表 (第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動

- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

これには、一二項目当時の別表との異同で、問題がある。新たに追加された項目が、途中の番号に割り込む形になったために、同じ内容であるのに対応する表内の番号がずれてしまったのだ。それにより、思わぬ形で複雑な事務を発生させることとなった。法人設立のための定款に、団体が目的とする非営利活動を記載するにあたり別表の番号をも付けていた場合、表の中身の改正にもなって定款の修正が必要となってしまったのである。今後、新たな非営利活動の領域が開拓されて表がさらに長くなるならば、同じ手間がくり返されるおそれもないとはいえない。しかし、もっと注目しなければいけないのは、NPO法の改正につづいて実現した寄附税制の改革によって、一定の要件を満たすことで所轄庁（都道府県または政令指定都市）から認定を受け、税制上の優遇措置を受けられるようになる、認定NPO制度の改正である。その特徴を三つ挙げる。

第一に、認定事務を地方自治体で実施するようになったこと。NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり公益の増進に資するものを、従来は国税庁長官が認定していた。これを廃止して、認定事務を都道府県知事または指定都市の長がおこなうようにした。

第二に、認定の基準を緩和したこと(資料②)。さらに、設立初期のNPO法人は財政基盤が弱いことも多いため、スタートアップ支援としてパブリック・サポート・テスト⁽⁷⁾(以下、「PST」という)を一回にかぎり免除する仮認定制度を導入した。仮認定は三年間有効である。

第三に、認定の効果が拡充されたこと。仮認定を含む認定NPO法人への寄附者は、所得税法上の所得控除のほか、税額控除を選べるようになった。控除額は、地方税とあわせて寄付金額の五〇%までである。

つづけて、PSTについて、もう少し掘り下げてみたい。

1-3 3K100への期待と現実

PSTには「相対値基準」「絶対値基準」「条例個別指定」の三つがあり、認定にあたっては、いずれかを選ぶことができる。ここでは、人数について直接言及のある絶対値基準について検討してみたい。

内閣府NPOホームページでは、つぎのように説明している。

絶対値基準…実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が三、〇〇〇円以上である寄附者の数が、年平均均一〇〇人以上であることを求める基準です。

三、〇〇〇(「3K」)円以上寄附する人が、「一〇〇」人必要ということから、3K100ルールと呼ばれている。これは、とても具体的でわかりやすい基準のため、NPO関係者の間で話題になった。NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会は、「認定とろう! 委員会」キャンペーンを立ち上げて、「二〇一三年末までに、

日本の認定 N P O 法人を五〇〇〇法人にする！」という目標を掲げた。⁽⁸⁾ところが、実態は二〇一三年(平成二五年)一月二二日現在で、認定 N P O の総数は二八四にとどまっている(認定一七六件、仮認定一〇八件)⁽⁹⁾。

認定 N P O が増えない状況を、どう解釈したらよいだろうか。日本では、寄附の文化が定着していないと言われることが多い。しかし、理由はそれだけだろうか。寄附控除を受けるには、個人であれば寄附者自身が確定申告をおこなわねばならず、メリットにつりあわない手間がかかるようなことは避けたいという心理から、N P O への寄附が進まないと考えられることは可能である。そうだとすれば、ふるさと納税制度が一定の支持を得ていることにも説明がつく。ふるさと納税制度においても、寄附控除を受けるためには、個人での確定申告が必要であるが、それ以上に寄附者には見返りとしてさまざまな特産品や特典が得られるからである。⁽¹⁰⁾すると、そもそも 3 K 1 0 0 に期待を寄せたのは、一部の N P O 関係者だけだったということになるだろうか。

それでも筆者は、3 K 1 0 0 に見るべきところがあると考ええる。なぜなら、三、〇〇〇円という寄附金額と、一〇〇人という人数が具体的に示されたことは、後段で「公益」の基準を比較検討する際の手がかりとなるはずだからである。

2 社会教育関係団体をふりかえる

ここでは、社会教育研究におけるアソシエーション論としての、社会教育関係団体に関する議論の変遷を、第二次世界大戦後から現在に至るまでたどってみる。

はじめに、研究史のまとめや辞典類、および教科書の記述から、社会教育関係団体についての通説的な理解を形成する。つぎに、具体例をあげて現在の社会教育関係団体の認定要件を確認する。そのうえで、市民活動論からの

社会教育関係団体批判について検討をおこなう。

2-1 社会教育関係団体論の系譜

一九四九年（昭和二十四年）社会教育法成立当時の文部省社会教育課長であった寺中作雄によれば、第二次世界大戦後の社会教育は、戦前の政府による教化運動への反省からはじまるとされる。⁽¹⁾社会教育法一〇条で、社会教育関係団体はつぎのように定義されている。

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

しかしながら、一九六八年（昭和四三年）刊行の『現代社会教育事典』において藤田秀雄は「戦後、内容・方法は大きく変わったが、占領軍、政府、地方公共団体が主導性をもつという点は、払拭されなかった」と評価している。⁽²⁾その根底には、行政機関が中心となって学級や行事を運営するにあたって、協力的な団体を必要としたという認識があった。このような団体を社会教育関係団体として認定して、経済的援助や施設利用での便宜をはかるという傾向も指摘している。それに対し、行政機関からの独立した文化サークルや文化団体のほうが、行政協力的な社会教育関係団体よりも学習活動によほど真剣にとりくんでいたともいう。⁽³⁾

先行研究でもすでに指摘したように、一九七五年（昭和五〇年）刊行の教科書『社会教育講義』において大蔵隆雄は、公認の「社会教育関係団体」に対して、その基礎ともいえるべき無数の民間に存在する団体を「社会教育集団

「(ないし社会教育団体)」と呼ぶべきだとしている。¹⁴⁾そして、「社会教育の本質を民間団体による自主的な社会教育活動におく社会教育法の精神からするならば、この社会教育集団が様々な形で活発な教育活動を行なうこと自体が重要なのであって、それが『社会教育関係団体』としてみとめられている団体による活動か否かが問題であるのではない¹⁵⁾」とも強調している。

これまで見てきたように、社会教育関係団体への評価は、いずれもあまり積極的なものではなかった。その点では、一九八三年(昭和五八年)刊行の『新社会教育事典』における、俵谷正樹と松元昭憲の記述は興味深い。¹⁶⁾というのも、両者とも法人の問題に言及しているからである。俵谷は、文部省が所管する民法法人の目的行為をとり出して列挙し、それらの目的を事業化する団体の意志について論じている。松元には、「社会教育関係団体の法人化が有意義なのは、規模の大きい団体の場合であるといえる¹⁷⁾」との分析がある。

酒匂一雄は、一九八六年(昭和六一年)刊行の教科書『改訂 新社会教育』において、きわめてオーソドックスな社会教育関係団体論を展開している。¹⁸⁾そこでも必ず言及されるのが、補助金の支出をめぐる憲法八九条と社会教育法一三条との関係である。これと比べると、一九九八年(平成一〇年)刊行の教科書『生涯学習の基礎』における津田英二の記述に NPO への言及が見られることには、隔世の感がある。¹⁹⁾

日本社会教育学会の創立五〇周年を記念して二〇〇四年(平成一六年)に刊行された『講座 現代社会教育の理論』には、田中雅文と三宅隆史の共著による「民間セクターにおける生涯学習の展開―社会教育関係団体と NPO を中心に―」が掲載されている。²⁰⁾社会教育関係団体を行政親和型として、その他に社会運動型や市場型という多様な社会教育の担い手を描き出す田中の手際は鮮やかである。また、社会運動型と位置付けられた NPO の学習活動の、三宅による当事者の立場での分析も示唆に富む。

最も新しい二〇二二年（平成三四年）刊行の『社会教育・生涯学習辞典』における社会教育関係団体の項目は、国生寿が執筆している。しかし、残念ながら新たな知見には乏しい。「今後の方向」として「自治体では社会教育施設の利用料の免除・減免措置等を講じて優遇策が取られているが、近年地域を母体とするこのような団体の衰退解体は著しい。社会教育施設等の公の施設の指定管理者になる道を選んだり、NPO法人格をとって新しい活動を目指すなど、方向転換が求められている」と結んでいる⁽²¹⁾。法人格の取得が、団体の活性化につながるのかという問いもまた、後段で検討することとしよう。

2-2 社会教育関係団体のいま

歴史的に見れば、社会教育関係団体への評価はつねに両義的であったことがわかった。では、今日において社会教育関係団体はどのような基準によって登録あるいは認定されているのだろうか。立正大学が立地する、二つの自治体の事例をもとに検討してみたい。

まず、大崎キャンパスのある東京都品川区である。品川区のホームページには、「文化芸術・スポーツ・生涯学習等の自主的な活動を行っているグループやサークルなどの団体に対して、その活動を活発化し支援するため、文化センターなどの区の施設を有効に利用できるように、社会教育関係団体の登録制度を行っています」とあり、登録団体の基準が示されている（資料③⁽²²⁾）。登録すると、区内の施設使用料が減額または免除される。

熊谷キャンパスのある埼玉県熊谷市はどうか。熊谷市のホームページには、社会教育関係団体の登録基準は掲載されていない⁽²³⁾。しかし、施策の内容には社会教育関係団体への支援などの文言が登場する。したがって、該当する団体は存在するが、登録ないし認定の基準が公開されていない状態であるといえる。

熊谷市のような事態は、どう解釈すればよいのだろうか。こうした自治体は増えているのか、減っているのか。他の自治体の教育委員会議事録を見るかぎり、社会教育関係団体登録の規則や要綱等を廃止する動きがあることがわかる。⁽²⁴⁾これは、行政組織内で社会教育を担当する部署が教育委員会から首長部局へ移管される動きなどとも連動している場合がある。

では、社会教育行政を離れた団体はどこにむかうのか。その行き先を探ってみることにしよう。

2-1-3 市民活動論からの批判

すでに先行研究でも言及したように、政治学者の松下圭一は、自立した市民文化活動という視点から、「社会教育の終焉」を論じた。あらためて、松下の批判に耳をかたむけてみよう。

「どうしても、大海のような市民文化活動ないし市民文化団体のなかから、『社会教育関係団体』ないし社会教育行政系団体を『指導・援助』、つまり『選別』するという『能力』さらに『権限』を、社会教育行政がもつというのであろうか。またその基準は公開され、ひろく討論されているのだろうか⁽²⁵⁾」

これに続けて筆者は、「社会教育行政はこれに答えなければならぬ⁽²⁶⁾」と書いた。本研究は、まさにその答案作成の試みなのである。だから、基準やその公開状況に注目してきたのだ。社会教育行政が、自治体の首長部局に移管されると、社会教育関係団体と市民活動団体の境界が曖昧になる。行政から認定された「関係」の正統性を、主張しにくい状態となる。そのため、東京都豊島区のように、社会教育関係団体登録要綱を廃止する自治体が出てく

るのである。

松下の他に、市民活動論から社会教育行政を批判した例があるのだろうか。NPOとの関連で市民性や市民社会というキーワードを多用する田中弥生には多くの著書があるが、いずれにおいても社会教育行政への言及は見当たらない⁽²⁷⁾。残念ながら、田中の目には社会教育行政など、相手にする必要もないことだろう。そう考えると、年を経て「新版」⁽²⁸⁾まで出して執拗に社会教育の終焉を唱え続ける松下は、社会教育行政と市民活動論の接点を強調する役割をはたしてくれた、ととらえることもできるだろう。

3 比較分析…「公益」と「共益」のあいだを問う

ここでは、前項までの検討をふまえて、公益法人制度改革およびNPO法改正における公益性の認定基準と、社会教育関係団体登録における団体の認定基準の比較分析をおこなう。そのうえで「公益」と「共益」のあいだを問う考察を深めてみたい。

3-1 認定の基準を比較する

前項までの議論において、資料として掲出したのは、つぎの三点である。

- ① 公益認定の基準 (認定法五条)
- ② 認定等 (認定及び仮認定) の基準
- ③ 社会教育関係団体登録の基準 (東京都品川区)

前出の田中は、「各法人制度比較表」を作成して詳細な一覧にしているが、繁雑すぎてそれぞれの特徴を把握することが難しい。²⁹⁾そのため、ここではすべての項目を並べるかわりに、決定的な特徴のみを抽出して比較の材料としたい。

① 公益認定の基準（認定法五条）

ここからは、つぎの三項目をとりあげる。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものがあること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

② 認定等（認定及び仮認定）の基準

ここからは、つぎの二項目をとりあげる。

- 1 パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定は除きます）
- 2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、五〇％未満であること

③ 社会教育関係団体登録の基準（東京都品川区）

ここからは、つぎの二項目をとりあげる。

- (1) 自主的かつ主体的に運営され活動を行う団体。

※講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費等を徴収して活動している団体は登録できません。

- (4) 構成員が五人以上であり、その半数以上が、品川区内に在住・在勤または在学している団体。

※家族だけで構成されている団体は登録できません。

これらから、どんなことがわかるだろうか。

第一に、公益法人では、公益目的事業比率に五〇％以上が求められるのに対し、NPOの場合は、共益的な活動の割合が五〇％未満という表記になっていることである。公益法人については、名称どおりに公益目的事業を主たる事業内容にせよ、という理解でよい。興味深いのはNPOの基準である。公益を標榜する団体の内部に、共益的な活動が存在することを示しており、その割合も低くないのだ。

第二に、親族および家族は、公益や共益にそぐわないということである。公益法人の場合は、三親等内の親族理事の割合制限があり、社会教育関係団体にあつては、家族だけで構成される団体そのものが認められていない。

第三に、報酬についてである。公益法人が官僚の天下り先として使い回されていた際には、業務内容に照らして不当な高額の報酬を得ている例があったことへの反省であろう。

第四に、事業や活動を、支え担う人員の最小単位についてである。NPOのPST絶対値基準である3K100では、一つのNPOに最低一〇〇人の支持者が必要であることを示している。一方、社会教育関係団体は、五人という小規模な活動から行政の支援対象に入れているということである。

第五に、学習場面での役割関係の固定化を拒否する姿勢である。社会教育関係団体の登録においては、報酬を目的に講師や指導者となる者のもとでの学習は認められていない。

3-2 「公益」と「共益」のあいだ

最後に、ここまでの議論をふまえての考察を、四点にまとめて提起したい。

第一に、先行研究でしめした仮説の検証である。筆者は、集団の外部への有志性の発揮を「公益」活動、集団の内部への網羅性の発揮を「共益」活動とする仮説を提示した。⁽³⁰⁾これは、NPOの内部に共益活動が存在することを示す基準の文言によって確認されたといえよう。この発見は、NPOと社会教育関係団体をつなぐ糸として重要である。

第二に、団体内部の意志決定の機会をつうじて、学習の必要が生まれるということである。構成員が単なる事業の遂行要員ではなくて、団体の活動方針等の意志決定に関与するとき、学習が必要とされる。そして、学習をつうじて団体の自律性も高まってゆく。

第三に、中間法人の果たした役割は、中間集団の発見であったということである。これは言葉遊びではなく、個

人と大きなシステムのあいだに存在しうる、多様なアソシエーションの可能性を見せたものとして評価できる。

第四に、これは残された課題であるが、公益の実現と担い手の多数化は矛盾することはないか、という問いである。グループやサークルといった、共益もしくは私益に近い団体の場合、個々の団体の独自性の維持と引き替えにめまぐるしい消長が見られる。これらの団体が公益の実現へと向かうことがあった場合に、今後、競合という問題が生じてくるのではないか、ということである。⁽³¹⁾

おわりに

本研究では、公益法人やNPOの公益性認定、また社会教育関係団体の認定における量的な基準を比較して、相互理解の糸口を求めようとしたが、残念ながら実りは少なかつた。むしろ、より原理的な考察が必要だろうという考えに至った。たとえば、世古一穂編著『参加と協働のデザイン NPO・行政・企業の役割を再考する』における、金泰昌の公共哲学によるアプローチが参考となるのではないか。⁽³²⁾金は独特の語法を持っているが、つぎのような発言からはどんなイメージが湧いてくるであろうか。

「公共哲学とは普通の市民と市民の・による・のための・とともにする、知・徳・行の連動変革をめざす民知養育です。『公私相生』をはかる共謀知を目指します。大学の講義室だけではなく、いつでも・どこでも・どんなかたちでも公共することに関心をもち、その必要性を感じ、時間と資源を使う意志がある人々が時と場と気を共にし、そこで自分とは意見・立場・目標が相異なる他者たちと真摯な対話・協働・開新を試みるというのが、

公共哲学の想定する基本姿勢です」⁽³³⁾

これは、まるで NPO と社会教育のことを言っているように読める。本研究の、苦しい隘路をくぐり抜けてこそ、制度的な基準の理解を前提として、この金の言葉を受けとめることができる。

資料

① 公益認定の基準（認定法五条）

行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして

政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことよつて公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の經理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式会社その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、

当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用

機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

② 認定等（認定及び仮認定）の基準

認定NPO法人等（認定NPO法人及び仮認定NPO法人）になるための一定の要件とは次の基準のことです。

1 パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定は除きます）

2 事業活動において、公益的な活動の占める割合が、五〇%未満であること

- 3 運営組織及び経理が適切であること
 - 4 事業活動の内容が適切であること
 - 5 情報公開を適切に行っていること
 - 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
 - 8 設立の日から一年を超える期間が経過していること
- 上記の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

③ 社会教育関係団体登録の基準 (東京都品川区)

- (1) 自主的かつ主体的に運営され活動を行う団体。
※ 講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師(指導者)が中心となり、月謝(会費)・参加費等を徴収して活動している団体は登録できません。
- (2) 学習や趣味、スポーツ、レクリエーション等の社会教育活動を、継続的かつ計画的に行うことを目的としている団体。
- (3) 営利を目的とした活動や政治・宗教的な活動、あるいは公序良俗に反する活動を行わない団体。
※ 非営利な活動であっても、会費が著しく高額(概ね月額五、〇〇〇円以上)である場合は、登録できません。
- (4) 構成員が五人以上であり、その半数以上が、品川区内に在住・在勤または在学している団体。
※ 家族だけで構成されている団体は登録できません。
- (5) 代表者および連絡先の方が必ず品川区内に在住・在勤または在学しており、主たる活動の場が品川区内にある団体。
- (6) 少年少女団体は、小学生や中学生の会員で構成する子ども会等であり、複数(三名以上)の育成者・責任者がいる団体。
※ 高校生の団体であっても複数(三名以上)の育成者・責任者がいる場合、少年少女団体に含まれます。ただし学校の部活動やクラブ活動は登録できません。

注・文献・参照 URL

- (1) 大島英樹「NPO法・中間法人法と社会教育関係団体―アソシエーションの析出という視点からの一考察―」『立正大学文学部研究紀要』、一八号、二〇〇二年、p.125-p.137
 - (2) 佐藤一子・豊田千代子・矢野泉・津田英二・藤村好美・中川恵里子・守井典子・権珍嬢・秋山えみ・大島英樹・山本珠美・渡辺繭・木村光朗「社会教育の基本用語に関する検討―比較成人教育の視点から―」『東京大学教育学部紀要』、三四巻、一九九五年、p.333-p.361。この共同研究において、筆者は「社会教育団体・ボランティアグループ」という項目を担当している。
 - (3) 池田守男「新公益法人制度施行の現状と今後の方向」『ジュリスト』一四二二号、有斐閣、二〇一一年、p.8-p.12。この号の特集は「公益法人の移行・廃止とその問題点」であり、委員長代理の雨宮孝子との共通タイトルは「民」による公益の増進を指して「新公益法人制度」となっている。
 - (4) この点に関して、申請期限終了間際の二〇一三年一月二二日『朝日新聞』朝刊「私の視点」に、「小規模法人も担える改善を」という投稿が掲載された。公益認定申請をめぐる県の窓口とのやりとりも記されており、興味深い。
 - (5) 一般にあまり知られることのない中間法人であるが、唯一とあってよいほど有名なものが ap bank である (<http://www.apbank.jp/>)。最終アクセス二〇一三年一月二五日)。ap bank は、音楽プロデューサーの小林武史と、Mr. Children の櫻井和寿に、坂本龍一を加えた三名が拠出した資金をもとに、環境プロジェクトに融資をおこなう組織として二〇〇三年に設立された。現在は、一般社団法人に移行している。
 - (6) 北沢栄『公益法人―隠された官の聖域―』岩波新書、二〇〇一年、p.191
 - (7) パブリック・サポート・テスト (PST) とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。
- PST の判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます。設立初期の NPO 法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援として、仮認定 NPO 法人制度では PST に関する基準が免除されます。
- 相対値基準** 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が五分の一以上であることを求める基準です。

絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が三、〇〇〇円以上である寄附者の数が、年平均一〇〇人以上であることを求める基準です。

条例個別指定 認定NPO法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。ただし、認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要があります。

資料2とともに、内閣府NPOホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>)、最終アクセス二〇一三年一月二五日)より。

- (8) 認定とろう! N E T (<http://www.nintei-torou.net/>)、最終アクセス二〇一三年一月二五日)
- (9) 内閣府NPOホームページ(同前)
- (10) ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス (<http://www.furusato-tax.jp/>)、最終アクセス二〇一三年一月二五日)
- (11) 寺中作雄『社会教育法解説／公民館の建設』国土社、一九九五年、p. 25-p. 29
- (12) 「社会教育関係団体」平沢薫・三井為友編『現代社会教育事典』進々堂、一九六八年、p. 359-p. 361
- (13) 「文化サークル・文化団体」同前、p. 361-p. 362。藤田は、他に、海後宗臣監修、碓井正久編『社会教育 戦後日本の教育改革第十巻』東京大学出版会、一九七一年、日本社会教育学会編『現代社会教育の創造 社会教育研究三十年の成果と課題』東洋館出版社、一九八八年においても、社会教育関係団体を論じている。
- (14) 大藏隆雄『社会教育関係団体』小川利夫・倉内史郎編『社会教育講義』明治図書、一九七五年、p. 203-p. 225
- (15) 同前
- (16) 俵谷正樹『社会教育関係団体の機能と役割』伊藤俊夫・河野重男・辻功編『新社会教育事典』第一法規、一九八三年、p. 256-p. 260。および松元昭憲『社会教育と民法法人』同前、p. 538-p. 541
- (17) 松元昭憲、同前
- (18) 酒匂一雄『社会教育関係団体と社会教育行政』碓井正久・倉内史郎編著『改訂 新社会教育』学文社、一九八六年、p. 121-p. 123
- (19) 津田英二『生涯学習の形態・方法』倉内史郎・鈴木真理編著『生涯学習の基礎』学文社、一九九八年、p. 144-p. 156

- (20) 田中雅文・三宅隆史「民間セクターにおける生涯学習の展開―社会教育関係団体とNPOを中心に―」日本社会教育学会編『講座現代社会教育の理論Ⅲ 成人の学習と生涯学習の組織化』東洋館出版社、二〇〇四年、p. 230-p. 245
- (21) 国生寿「社会教育関係団体」社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店、二〇一二年、p. 243
- (22) 東京都品川区ホームページより、社会教育関係団体 (<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000006500/hpg000006472.htm>、最終アクセス二〇一三年一月二六日)
- (23) 埼玉県熊谷市ホームページ (<http://www.city.kumagaya.lg.jp/index.html>、最終アクセス二〇一三年一月二六日)
- (24) たとえば、東京都青梅市 (<http://www.ome-tky.ed.jp/somu/h22gran10.html>、最終アクセス二〇一三年一月二六日)、東京都豊島区 (http://www.city.foshima.lg.jp/dmps_data/_material/_localhost/120kyoikusomu/010kyoikusomu/kaigiroku/180324-tinj3.pdf、最終アクセス二〇一三年一月二六日) など。
- (25) 松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房、一九八六年、p. 156
- (26) 大島、前掲論文、p. 128
- (27) 田中弥生『市民社会政策論 3・11後の政府・NPO・ボランティアを考えるために』明石書店、二〇一一年。同『NPO新時代 市民性創造のために』明石書店、二〇〇八年。同『NPOが自立する日 行政の下請け化に未来はない』日本評論社、二〇〇六年。同『NPOと社会をつなぐ NPOを変える評価とインタメディア』東京大学出版会、二〇〇五年、など。
- (28) 松下圭一『新版 社会教育の終焉』公人の友社、二〇〇三年
- (29) 田中『NPOが自立する日』、p. 166-p. 171
- (30) 大島、前掲論文、p. 134
- (31) サークルについての興味深い議論は、天野正子『「つきあい」の戦後史 サークル・ネットワークの拓く地平』吉川弘文館、二〇〇五年、を参照されたい。
- (32) 世古一穂編著『参加と協働のデザイン NPO・行政・企業の役割を再考する』学芸出版社、二〇〇九年、p. 218-p. 234
- (33) 同前、p. 223

以上